

◎ 各機関が講じた措置の状況

1 指摘事項の措置

指摘のあった機関 3機関（3件）

	機 関	項目	指摘内容	回答があった主な措置
1	職員厚生課	重点事項	特別管理産業廃棄物の保管状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1項第1号ロに定める掲示板が設けられていなかった。	（発生原因の検証結果） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1項第1号ロに定める掲示板を設けることについて認識が不足していた。 （今後の対応策等） 予備監査終了後、掲示板を設置した。 今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を熟知し、適正な事務処理に努める。
2	財源確保・資産活用推進課（庁舎管理室）	財産	行政財産使用許可団体清掃等負担金の積算根拠となる面積及び負担額に誤りがあったため、過少に徴収していた。 （合計215,516円）	（発生原因の検証結果） 積算根拠を作成する中で、面積の入力誤りがあった。 （今後の対応策等） 過少徴収による不足分は、各団体から徴収済である。 今後は、積算資料を複数人で確認すること及び積算式を明確に表示すること等で再発防止に努める。
3	文化振興・文化財課	支出	令和4年度山梨県文化財保存事業費補助金について、交付要綱第10条で補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には速やかに知事に報告しなければならないとしているが、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額は令和5年3月に確定していたにもかかわらず、報告書の提出は令和6年8月であり、1年以上遅延していた。 （合計145,000円）	（発生原因の検証結果） これまで、補助金交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助事業者の申告により、消費税等仕入控除税額確定報告書を県に提出するよう求めている。 令和5年10月、令和5年度包括外部監査において、令和4年度の県文化財保存事業費補助金について、監査人から「補助金交付先の状況を確認し、必要に応じて消費税等仕入控除確定報告書の提出及び補助金の返還を求めるべきである。」との意見を受け、随伴補助を行う市町村を通じて補助事業者へ消費税の仕入れ控除を行っているか確認調査を行ったが、該当なしとの回答であった。 令和6年6月、令和6年度定例監査（予備監査）受検の際に、令和4年度の額の確定が適正であるのか、消費税の仕入控除を行っている補助事業者の漏れがないか、委員監査時に事務局より対応状況の説明を求める旨の指示があり、改めて確認調査を行ったところ、補助事業者1者の漏れが判明した。 同者は消費税の仕入控除を実施している認識がなかったため、判明するまでに時間を要した。 （今後の対応策等） 令和7年度から、補助金交付申請時において、消費税の仕入控除を行っているか補助事業者の確認の上、消費税法上の課税事業者については、消費税等仕入控除相当額を減額して申請してもらうこととした。 また、交付申請時に消費税等仕入控除税額を含めて申請した課税事業者には、実績報告時において、消費税仕入控除を受けた際には相当額を返還する旨の誓約書を徴収するとともに、消費税等仕入控除税額の確定後に消費税等仕入控除税額確定報告書の提出を求めることとした。 令和6年8月、消費税の仕入控除を行っていたことが判明した補助事業者から消費税等仕入控除税額確定報告書が提出されたため、額の再確定を行うとともに、仕入控除額確定に伴う消費税相当額145,000円の返還を命じ、令和6年9月に納入を確認した。

2 指導事項の措置(主なもの)

指導事項のあった機関 68機関 (112件)

項目	指導内容	回答があった主な措置
収入 (43件)	○収入未済があったもの(38件) 〔警察本部〕 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①放置違反金(放置駐車違反) 令和5年度分 先数 3件 55,000円 ②弁償金(交通信号機修繕工事経費の弁償) 過年度分 先数 1件 1,441,000円	(今後の対応策等) ①令和6年6月11日に15,000円、10月1日に10,000円、同月22日に15,000円、令和7年2月17日に15,000円を徴収対象者から徴収済。 ②本件については債務者が破産し、免責許可の決定が確定したことから、権利放棄について、令和6年12月に開催された債権管理検討委員会審査部会で審査の合意が得られ、令和7年2月議会に権利放棄の議案を提出し、議決を得た後、不納欠損処理を行った。
支出 (6件)	○支出科目が誤っていたもの(2件) 〔子育て政策課〕 お茶の購入について、支出科目を需用費(食糧費)とすべきところ需用費(その他)で支出しているものがあった。	(発生原因の検証結果) 支出事務に際して、適正な支出科目に関する認識が不十分であった。 (今後の対応策等) 起案する際、適正な支出科目をマニュアル等において確認するよう周知するとともに、支出命令チェック表等に基づいた複数でのチェックを徹底し、再発防止に努める。
給与 (9件)	○諸手当が適切に支給されていなかったもの(9件) 〔産業政策課〕 週休日の3時間30分の勤務について、休日勤務手当の対象とせず、勤務日の振替を行っていた。	(発生原因の検証結果) 週休日の4時間未満の勤務の場合、勤務日の振替ではなく休日勤務手当の対象とすることについて、認識不足があった。 (今後の対応策等) 該当職員については、未支給だった休日勤務手当を支給した。 再発防止策として、担当内では給与事務に関する理解を深めるため、関連通知や類似事例等を確認するとともに、月末の集計時には複数人で確認を行うなど、チェック体制を見直し適正な事務を徹底する。また、部内各所属に対しては、週休日の振替や休日勤務手当に関する注意喚起を行った。
財産 (15件)	○行政財産使用料の算定に誤りがあったもの(2件) 〔峡南林務環境事務所〕 電線用地中管路設置を目的とする行政財産使用料の算定において、1m未満の端数処理に誤りがあり、使用料が過少となっているものがあった。	(発生原因の検証結果) 山梨県行政財産使用料条例の使用料算定方法についての理解不足により、事務処理を誤った。 (今後の対応策等) 行政財産使用許可指令書の金額を変更するとともに、令和5年度及び令和6年度の不足額を追加徴収した。(令和6年8月に徴収済。) 今後このような事案が発生しないよう、課長及び担当リーダーの引継事項とともに、行政財産使用料の算定に際しては担当内で関係規定の確認を徹底し、再発防止に努める。
物品 (15件)	○備品等の管理が適正に行われていなかったもの(4件) 〔畜産課〕 備品の管理において、既に棄却されているが、財務規則第159条に定める物品返納書の作成など、棄却に係る事務処理が行われていないものがあった。	(発生原因の検証結果) 県立八ヶ岳牧場で飼育している県有牛について、病気により死亡していたが、県立八ヶ岳牧場の指定管理者から報告がなかったため、物品の棄却にかかる事務処理が行われていなかった。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに棄却処理を行った。 今後は、個体数を把握するため月末に指定管理者から徴収している「飼養状況表」により死亡頭数を把握し、適切に報告を受けているか確認することで再発防止に努める。
契約 (21件)	○契約書の違約金条項に関する不備があったもの(5件) 〔県民生活安全課〕 次の委託契約書において、委託業務を履行期限までに完了できなかった場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 ①子ども食堂における「やまなしの食」調理体験教室事業委託契約書 ②やまなしの食普及教室事業委託契約書 ③「やまなしの食」データベース化資料作成業務委託契約書 ④食品ロス削減推進イベント開催事業委託契約書	(発生原因の検証結果) 契約書の内容や契約手続に係る通知等の確認が不十分であったため、必要な契約事項を定めていないものがあった。 (今後の対応策等) 令和6年度の同様の契約書を確認し、必要な契約事項が定められていないものについて、直ちに変更契約を締結した。 今後は契約手続について再度確認するとともに、契約書等について複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。
重点事項 (3件)	○産業廃棄物の処理に係る事務手続の一部に不備があったもの(2件) 〔峡南建設事務所(身延支所)〕 低濃度PCB含有廃棄物運搬業務契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていなかった。	(発生原因の検証結果) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等についての認識が不十分であった。 (今後の対応策等) 本事務処理が適正に行われるように、職員に周知を図るとともに必要条項についてチェックリストを作成し、廃棄物関連法令等で定める条項を遵守しているか確認を行うなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。

監査結果の報告及び公表に係る法令の規定

監査結果に基づく措置(地方自治法第199条第14項)(監査結果措置状況の報告・公表) 「監査委員から・・・監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会・・・その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置(・・・)を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。」この場合において、監査委員は、当該通知の内容を公表しなければならない。」
--